

## 社会福祉法人智巧会役員等に関する報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人智巧会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤役員等の報酬)

第2条 常勤役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬については、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 非常勤役員等には、評議員、役員、評議員選任・解任委員の費用弁償に関する規程により支給する。

(報酬の額の決定)

第5条 当法人の役員報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

(報酬の不支給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与との支給を受けている役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(必要事項)

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
2. 平成29年 1月 1日一部改正。
3. 平成29年 6月 9日一部改正。
4. 平成29年10月16日一部改正。
5. 平成30年 6月 4日一部改正。